

和洋女子大学総合研究機構 家庭科教育研究所会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本研究所は家庭科教育研究所 (Home Economics Education Research Lab) と称する。

(目的)

第2条 本研究所は和洋女子大学総合研究機構の一部門である。和洋学園 125 年の歴史を礎とし、家庭科教育の理論的・実践的研究および家庭科教員のリカレント教育の推進、家庭科教育に関わる人たちが協働する拠点の設置をもって、家庭科教育の充実に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本研究所は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 講演会、研究会、研修会等を開催する。
2. ニュースレター、その他の刊行物を発行する。
3. 家庭科教員のネットワークを構築し、情報を発信する。
4. 和洋出身家庭科教員のライフヒストリーおよび家庭科教育実践に関する調査を行い「和洋家庭科アーカイブ」を整理する。
5. 和洋ブランドの家庭科教材を開発する。
6. その他前条の目的を達成するための事業を行う。

第2章 会員

(会員)

第4条 本研究所の会員は、正会員、学生会員、賛助会員とする。

1. 正会員 本研究所の目的に賛同して入会する個人
2. 学生会員 本研究所の目的に賛同して入会する学生および大学院生。大学院生は正会員または学生会員のいずれかを選択することができる。
3. 賛助会員 本研究所の目的および事業に賛同して賛助する団体および法人等

(入会)

第5条 入会を希望する者は、家庭科教育研究所に入会申込書を郵送または電子媒体 (Web) により提出しなければならない。

(退会)

第6条 退会しようとする者は、家庭科教育研究所に退会届を郵送または電子媒体 (Web) により提出しなければならない。

(権利)

第7条 正会員、学生会員、賛助会員は次の権利を有する。

1. 講演会への参加、研究会と研修会等での発表および参加
2. 会報およびニュースレター等への投稿および受信

3. 家庭科教員のネットワークに参加し配信される情報を受取る
4. 家庭科教材の開発への参加
5. その他研究所が行う事業への参加

附則

1. 本会則は、2022年4月1日から施行する。